# 競技者登録に関する規程

(社)日本オリエンテーリング協会

### 1. 総 則

- 1.1 この規程は、社団法人日本オリエンテーリング協会(以下「JOA」という)定款第3条 および第4条第五項に基づき、競技者登録制度について必要な事項を定めるものである。
- 1.2 競技者登録をした者は、いずれかの都道府県を代表するオリエンテーリング団体(以下 「会員」という)に所属する。
- 1.3 競技者登録をした者は、JOA が公認するオリエンテーリング大会(以下「公認大会」という)に出場することができる。

#### 2. 登録申請

- 2.1 競技者登録有効期間は毎年4月1日より翌年度6月末日までとする。競技者は年度毎に登録申請をしなければならない。
- 2.2 競技者登録をしようとする者は、所定の登録申請書と登録料を会員または JOA に提出する。申込みを受けた会員または JOA は、競技者に競技者登録番号を付与するとともに競技者情報を共有する。
- 2.3 JOA は競技者登録一覧名簿を作成・管理し、ウェブサイトにて公示する。各個人の競技者登録番号は、同一会員に登録を継続する限り原則として変更されない。
- 2.4 競技者が登録申請できる期間は、前年度2月1日から当年度1月末日までとする。年度途中で登録した場合は、その翌月から有効とする。
- 2.5 会員は登録事務を JOA に返戻することができる。

### 3. 登録先

- 3.1 競技者は、原則として、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する会員に登録申請する。
  - (1) 居住地または勤務地(学生・生徒にあっては学校所在地)
  - (2) 学生(大学・大学院・専門学校等)に限り出身高等学校所在地 ただし、(1)、(2)に該当しない場合でも、会員が妥当と認めればその会員に登録申請する ことができる。
- 3.2 同じ年度内に登録できるのは一会員とし、年度途中での変更は認めない。年度が変わって別の会員に登録した場合、それまでの競技者登録番号は無効になる。

# 4. 一時登録

- 4.1 上記にもとづく競技者登録をしていない者が、JOA の公認大会に出場を希望する場合は、 一時登録をしなければならない。
- 4.2 一時登録をしようとする者は、大会参加申込書にその旨を記入し、一時登録料を添えて

提出する。一時登録は当該大会のみに有効とする。

- 4.3 エリート・クラスおよび選手権クラスについては、一時登録を認めない。
- 5. 付 則

競技者登録の登録料は別途定める。

平成 11 年 5 月 22 日制定 平成 15 年 6 月 1 日改正 平成 20 年 3 月 2 日改正 平成 21 年 5 月 10 日改正

# 競技者の登録に関する施行細則

(社)日本オリエンテーリング協会

### 1. 競技者登録

- 1.1 「競技者登録に関する規程」3.1 項における会員が妥当と認める範囲は、以下を基準とする。
  - (1) 会員に所属するクラブ員であること
  - (2) 過去において居住、勤務または就学していたこと
- 1.2 競技者登録をしようとする者は、所定の競技者登録申請書に必要事項を記入し、登録料 を添えて、いずれかの会員または JOA に申し込む。
- 1.3 申込みを受けた会員または JOA は、5 項に従って競技者に競技者登録番号を付与する。 競技者登録番号の重複を避けるため、会員が受け付けた場合には 6 桁目に 0~4、JOA が 受け付けた場合には 5~9 を使用する。
- 1.4 競技者登録を受け付けた会員または JOA は、ただちに競技者番号を競技者に通知する。 競技者登録を受け付けた日を以って登録日とする。
- 1.5 会員および JOA は、毎月末日までに競技者登録をした者のリストを交換する。 競技者 登録者リストには、少なくとも以下の内容を記述する。

競技者の氏名、競技者番号、連絡先(住所・電話番号または電子メールアドレス) 生年月日

なお、競技者登録者が「競技者登録に関する規程」3.1 項(1)または(2)によらず、1.1 項に 該当する場合は、備考欄にその内容を記載する。

1.6 JOA と会員は、競技者が納めた登録料を、別途定めるように按分する。

# 2. JOAへの事務返戻

- 2.1 競技者受付業務を会員自身が行うのに困難が生ずる場合は、競技者登録事務を JOA に返 戻することができる。
- 2.2 事務返戻を希望する会員は、JOA 事務局へ競技者登録事務返戻申請書を提出する。申請書を受領した JOA 事務局はただちに会員に対して承諾書を送付する。 事務返戻した会員のリストは、JOA が適時公示する。
- 2.3 JOA は、事務返戻を受けた場合、「1.競技者登録」に基づいて事務を行う。
- 2.4 事務返戻した場合の競技者登録料は、全額 JOA の収入とする。

# 3. 一時登録

3.1 一時登録をしようとする者は、大会参加申込書にその旨を記入し、所定の大会申込料に 一時登録料を加えた金額を添えて、大会参加申込みを行う。一時登録者には競技者登録 番号は採番されない。

- 3.2 公認大会の場合は、主催者が一時登録を受け付ける。その登録料は JOA と主催者で別表のように按分する。主催者は JOA に対して、大会報告書とともに一時登録者のリストを提出する。
- 3.3 JOA が主催する大会の場合は、JOA が一時登録を受け付ける。その登録料は JOA の収入とする。

#### 4. 競技者登録名簿の管理

- 4.1 JOA は競技者登録者リストを作成・管理し、登録番号と氏名を適宜公示する。公示は原則としてウェブサイトを通じて行い、毎月初めに前月の登録を加えて更新する。ただし、前月の登録がない場合は、この限りでない。
- 4.2 競技者登録番号の管理については、各会員が責任を負う。
- 4.3 JOA は競技者の便宜を図るために、競技者登録の事務を返戻した会員の一覧を適時公示する。
- 4.4 JOA は必要に応じて公認大会の主催者に対し、最新の競技者登録一覧名簿を送付する。

# 5. 競技者登録番号

競技者登録番号は8桁とし、「xxx-xx-xxx」で表記する。

<1 桁目> 性別 1:男 2:女

<2~3桁目> 出生年度 西暦の下2桁を使用。ただし早生まれの場合は前年とする。

(例えば昭和39年3月生まれの者は「63」となる。)

<4~5 桁目> 都道府県番号 01: 北海道 ~ 47: 沖縄県

<6~8 桁目> 通番 5 桁目までが同一の競技者を区別するための枝番。

000 ~ 499会員が受け付けた場合に使用500 ~ 999JOA が受け付けた場合に使用

(例) 275-13-120 東京都に昭和50年生まれ女子の120番で登録した競技者

# 6. 学連登録

6.1 日本学生オリエンテーリング連盟(以下「学連」という)に登録している者は、本規則で定める競技者登録の有無にかかわらず、学連または学連に加盟している団体が主催する公認大会に出場することができる。

平成 20 年 3 月 2 日改正 平成 21 年 5 月 10 日改正

別表

# 競技者登録料

| 年間登録           | 登録料     | うち会員収入  | うち JOA 収入 |
|----------------|---------|---------|-----------|
| 19 歳以上         | 2,000 円 | 1,000 円 | 1,000 円   |
| 19 歳以上 ( 学生* ) | 1,000 円 | 500 円   | 500 円     |
| 16~18 歳        | 500 円   | 250 円   | 250 円     |
| 15 歳以下         | 0 円     | 0 円     | 0 円       |

| 一時登録** | 登録料   | うち主催者収入 | うち JOA 収入 |
|--------|-------|---------|-----------|
| 16 歳以上 | 500 円 | 300 円   | 200 円     |
| 15 歳以下 | 0 円   | 0 円     | 0円        |

- \* 学生とは、大学生、大学院生、高等専門学校生およびそれに準ずる者
- \*\* 一時登録料は一大会あたりとする。複数日大会、複数レース大会(予選・決勝方式を除く)の場合は一レースあたりの料金とする。